

平成 23 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ ル ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 郁 夫
(コード 番 号 : 2 7 3 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 社 長 室 長 佐 野 一 幸
T E L 0 3 - 6 4 1 9 - 3 1 1 1

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 10 月 28 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

平成 23 年 9 月 2 日、株式会社 TM コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し、その旨を表明しました。

平成 23 年 9 月 5 日から同年 10 月 19 日までに実施された本公開買付けの結果、本日、公開買付者から当社の普通株式 139,381 株（議決権数：139,381 個、総株主等の議決権に対する割合：88.49%）の応募があった旨の報告がありました。

この結果、公開買付者は、平成 23 年 10 月 28 日（本公開買付けの決済開始日）付で、公開買付者の当社の総株主の議決権に対する所有割合が 50%超となり、公開買付者は新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主である筆頭株主でありました高島郁夫氏及び主要株主であった有限会社エフティープランニングより、その保有する当社の普通株式の全てについて、本公開買付けに応募した旨の報告をそれぞれ受けましたので、本公開買付けの結果、平成 23 年 10 月 28 日（本公開買付けの決済開始日）付で、高島郁夫氏は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、有限会社エフティープランニングは当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社 TM コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成23年9月2日現在)

① 名 称	株式会社 TM コーポレーション	
② 所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 高島郁夫	
④ 事業内容	当社の株式を取得及び保有すること	
⑤ 資本金	50,000 円	
⑥ 設立年月日	平成 23 年 7 月 22 日	
⑦ 大株主及び持株比率	BALS INTERNATIONAL LIMITED 100%	
⑧ 上場会社と当該株主の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	公開買付者の代表取締役である高島郁夫氏は、当社の代表取締役社長を兼務しており、公開買付者の取締役である佐野一幸氏は、当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(平成23年7月31日現在)

① 氏 名	高島郁夫
② 住 所	東京都大田区

(3) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

(平成23年7月31日現在)

① 名 称	有限会社エフティープランニング	
② 所在地	東京都渋谷区宇田川町六丁目 20 番	
③ 代表者の役職・氏名	取締役 高島郁夫	
④ 事業内容	不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理	
⑤ 資本金	3,250,000 円	

3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合等

(1) 株式会社 TM コーポレーション

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	-	0 個 (0.00%)	-	0 個 (0.00%)	-
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	139,381 個 (88.49%)	-	139,381 個 (88.49%)	第 1 位

(2) 高島郁夫

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前	主要株主である筆頭株主	27,796 個 (27,796 株)	17.65%	第 1 位
異動後	-	0 個 (0 株)	0.00%	-

(3) 有限会社エフティープランニング

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 の数に対する割合	大株主順位
異動前	主要株主	21,600 個 (21,600 株)	13.71%	第 2 位
異動後	-	0 個 (0 株)	0.00%	-

(注 1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が平成 23 年 9 月 6 日に提出した第 22 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 7 月 31 日現在の総株主の議決権の数(157,503 個)を分母として計算しております。

(注 2) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」及び「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成23年10月28日（本公開買付けの決済開始日）

5. 今後の見通し

当社の平成 22 年 9 月 2 日付プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得することができなかったことから、以下の方法により、当社の発行済普通株式のすべてを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己名義株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定であるとのことです。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要と

なるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定であるとのことです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年2月末日まで、上記③の効力発生に伴う当社の完全子会社化につきましては、平成24年3月末日までをそれぞれ目処としているとのことですが、具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定であるとのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己名義株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却等の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定であるとのことです。

なお、公開買付者は、上記の各手続の実行後に、当社との間で合併等の組織再編を行う可能性があるとのことです。

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、上記のとおり、当社の全株式（但し、当社が所有する自己名義株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以上